

## 【社会福祉法人花木蓮 グループホーム花小町もろえ 利用料金表】

2019.10.1～

単位:円

	負担割合	介護保険負担金	居室利用料	食材料費	1日合計	1ヶ月(30日)
要支援2	1割	756	1,600	1,380	3,736	112,080
	2割	1,510			4,490	134,700
	3割	2,265			5,245	157,350
要介護1	1割	759	1,600	1,380	3,739	112,170
	2割	1,518			4,498	134,940
	3割	2,277			5,257	157,710
要介護2	1割	794	1,600	1,380	3,774	113,220
	2割	1,588			4,568	137,040
	3割	2,382			5,362	160,860
要介護3	1割	819	1,600	1,380	3,799	113,970
	2割	1,638			4,618	138,540
	3割	2,457			5,437	163,110
要介護4	1割	835	1,600	1,380	3,815	114,450
	2割	1,670			4,650	139,500
	3割	2,505			5,485	164,550
要介護5	1割	851	1,600	1,380	3,831	114,930
	2割	1,702			4,682	140,460
	3割	2,553			5,533	165,990

※居室利用料は月単位、1ヶ月48,000円です。

※但し、月途中で入退居される場合は1日あたり1,600円で日割り計算します。

※その他、下記については、該当する場合のみ加算されます。

単位:円

加算項目	算定要件		1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制化加算(I)	・グループホームの職員として看護師を1名以上配置している。 ・重度化した場合における対応に係る指針を整備している。	1日	39	78	117
医療連携体制化加算(II)	・事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること ・事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは穂門看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること。	1日	49	98	147
医療連携体制化加算(III)	・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。 *(II)(III)共通 ・算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1名以上であること。 (1)喀痰吸引を実施している状態 (2)経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。	1日	59	118	177
初期加算	・入居後、最初の30日間 ・30日を超える病院又は診療所への入院の後に、再び入居した場合、再入居後、最初の30日間	1日	30	60	90
サービス提供体制強化加算	(I)イ、介護福祉士を60%配置している。	1日	18	36	54
	(I)ロ、介護福祉士を50%配置している。	1日	12	24	36
	(II)、常勤職員を75%以上配置している。	1日	6	12	18
	(III)、3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置している。	1日	6	12	18
認知症専門ケア加算 I	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、入居者の1/2以上である。 ・認知症介護実践リーダー研修終了者を、1名以上配置している。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導 会議を定期的開催している。	1日	3	6	9
認知症専門ケア加算 II	・認知症専門ケア I を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している。 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成実施している。	1日	4	8	12
口腔衛生管理体制加算	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。	1ヶ月	30	60	90

単位：円

栄養スクリーニング加算	・サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を計画作成担当者に文書で共有した場合。	1回	5	10	15
6ヶ月に1回を限度とする					
生活機能向上連携加算	・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価(生活機能アセスメント)を共同で行う。 ・計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成する。	1ヶ月	202	404	606
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。(運営推進会議を活用することができる。) ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1日	10% 減算		
入院時費用	・入院後3カ月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている。	1日	249	498	747
1カ月に6日を限度とする					
看取り介護加算	・死亡日以前4～30日 ・死亡日前日および前々日 ・死亡日	1日	146	292	438
		1日	689	1378	2067
		1日	1297	2594	3891
退居時相談援助加算	1回を限度	1回	405	810	1215
介護職員処遇改善加算 I		所定単位数11.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算 新加算 I		所定単位数3.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算 新加算 II		所定単位数2.3%を乗じた単位数			

(金沢市は地域等級が7等級であり、1単位＝10.14円で計算します。)

## 【社会福祉法人花木蓮 グループホーム花小町もろえ 利用料金表】(生活保護受給者用)

2019.10.1～

単位:円

	負担割合	介護保険負担金	居室利用料	食材料費	水光熱費	1日合計	1ヶ月(30日)
要支援2	1割	756	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護1	1割	759	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護2	1割	794	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護3	1割	819	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護4	1割	835	1,100	1,380	500	2,980	89,400
要介護5	1割	851	1,100	1,380	500	2,980	89,400

※生活保護制度を利用されている方の介護保険負担金の個人負担はありません。

※居室利用料は月単位、1ヶ月33,000円です。

※但し、月途中で入退居される場合は1日あたり1,100円で日割り計算します。

※その他、下記については、該当する場合のみ加算されます。

単位:円

加算項目	算定要件		1割負担	2割負担	3割負担
医療連携体制化加算(I)	・グループホームの職員として看護師を1名以上配置している。 ・重度化した場合における対応に係る指針を整備している。	1日	39	78	117
医療連携体制化加算(II)	・事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。 ・事業所の職員として配置している看護職員が准看護師のみである場合には、病院、若しくは専門看護ステーションの看護師との連携体制を確保すること。	1日	49	98	147
医療連携体制化加算(III)	・事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。 *(II)(III)共通 ・算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1名以上であること。 (1)喀痰吸引を実施している状態 (2)経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態。	1日	59	118	177
初期加算	・入居後、最初の30日間 ・30日を超える病院又は診療所への入院の後に、再び入居した場合、再入居後、最初の30日間	1日	30	60	90
サービス提供体制強化加算	(I)イ、介護福祉士を60%配置している。	1日	18	36	54
	(I)ロ、介護福祉士を50%配置している。	1日	12	24	36
	(II)、常勤職員を75%以上配置している。	1日	6	12	18
	(III)、3年以上の勤続年数のある者を30%以上配置している。	1日	6	12	18
認知症専門ケア加算I	・認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、入居者の1/2以上である。 ・認知症介護実践リーダー研修終了者を、1名以上配置している。 ・職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導会議を定期的開催している。	1日	3	6	9
認知症専門ケア加算II	・認知症専門ケアIを満了、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置している。 ・介護、看護職員ごとの研修計画を作成実施している。	1日	4	8	12
口腔衛生管理体制加算	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている。	1ヶ月	30	60	90

単位:円

栄養スクリーニング加算	・サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報(医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。)を計画作成担当者に文書で共有した場合。	1回	5	10	15
6ヶ月に1回を限度とする					
生活機能向上連携加算	・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価(生活機能アセスメント)を共同で行う。 ・計画作成担当者は生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成する。	1ヶ月	202	404	606
身体拘束廃止未実施減算	* 身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない ・身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図る。(運営推進会議を活用することができる。) ・介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	1日	10% 減算		
入院時費用	・入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、再入居の受け入れ体制を整えている。	1日	249	498	747
1か月に6日を限度とする					
看取り介護加算	・死亡日以前4~30日 ・死亡日前日および前々日 ・死亡日	1日	146	292	438
		1日	689	1378	2067
		1日	1297	2594	3891
退居時相談援助加算	1回を限度	1回	405	810	1215
介護職員処遇改善加算 I		所定単位数11.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算 新加算 I		所定単位数3.1%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算 新加算 II		所定単位数2.3%を乗じた単位数			

(金沢市は地域等級が7等級であり、1単位=10.14円で計算します。)